

「参画と連携による自立した地域の確立」に向けて

# 新しいコミュニティ推進計画



平戸市地域協働課  
協働交通政策班

## 目 次

### CONTENTS

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 1. 新しいコミュニティ推進計画策定にあたって      | P 0 2 |
| ①推進計画策定の背景と目的                |       |
| ②推進計画とは                      |       |
| ③推進計画の位置づけ                   |       |
| ④各地区まちづくり計画の位置づけ             |       |
| 2. 地域コミュニティの現状と課題            | P 0 5 |
| ①地域の組織の現状と課題及びまちづくり運営協議会の必要性 |       |
| 3. 将来像を実現するための環境づくり          | P 0 6 |
| ①まちづくり運営協議会設立について            |       |
| ②まちづくり運営協議会の設置及び運営までの流れ      |       |
| ③まちづくり運営協議会の運営体制             |       |
| 4. まちづくり運営協議会拠点の確保           | P 1 0 |
| ①拠点施設の整備                     |       |
| ②指定管理者制度の導入                  |       |
| 5. 財政支援                      | P 1 0 |
| ①まちづくり交付金の新設                 |       |
| ②まちづくり交付金の仕組み                |       |
| ③各種団体（地縁団体・志縁団体）との調整         |       |
| 6. 協働の庁内推進体制                 | P 1 2 |
| ①協働推進体制の再構築                  |       |
| ②集落支援員の配置                    |       |
| ③地域支援員の配置                    |       |

# 1. 新しいコミュニティ推進計画策定にあたって

## ① 推進計画策定の背景と目的

現代社会は時代の変化とともに価値観や生活形態が多様化し、住民と地域の関わりが希薄となり、地域が本来持っている互いに協力し、助け合う機能が低下してきています。

国からの補助金負担金の廃止・減額や地方交付税の見直し、税財源の移譲が少ないことなどから厳しい財政状況となる一方、65歳以上の人口に占める割合も年々高くなっており、本市では、高齢化率が34.7%（H26.4.1現在）と全国を上回る形で高齢化が進んでいます。さらには、若年層を中心とした人口の流出や出生率の低下による子供の数の減少が続いています。

また、個々のライフスタイルや価値観が多様化し、子育ての悩みやお年寄りの介護の問題など住民の生活に直結するさまざまな地域課題を抱えています。

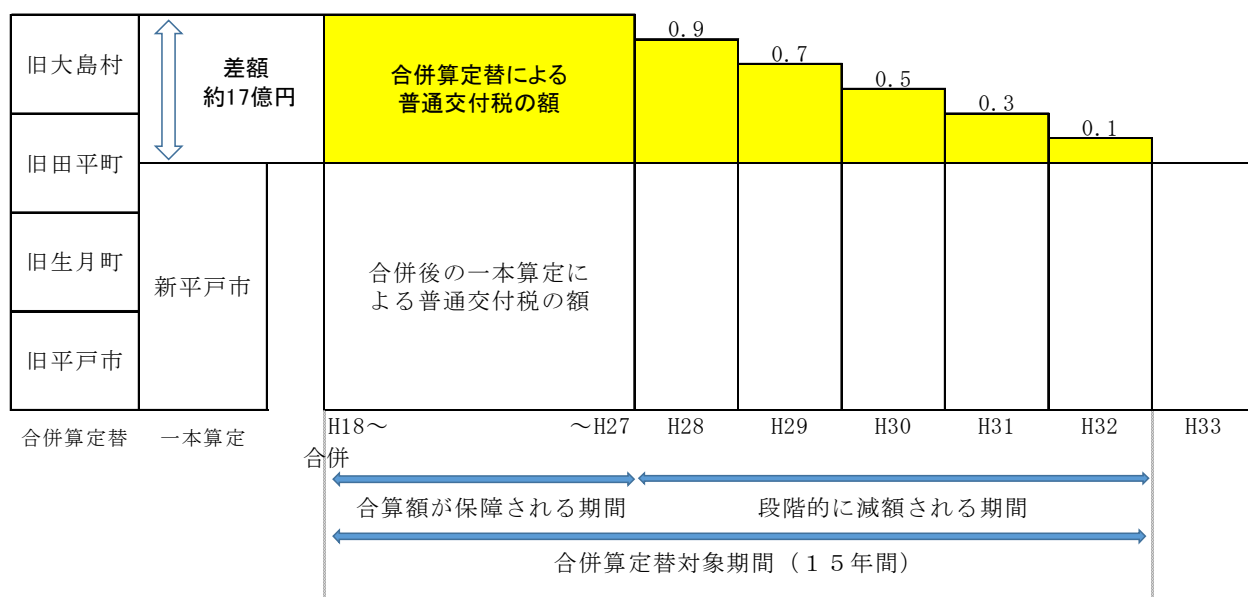
その課題のすべてを行政サービスで充足することや、安心安全な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況です。

このような現状をふまえ、今後私たちのまちを住みよいところとしていくためには、市民自らが「自分たちのまちは、自分たちで創る」という自治意識を持ち、市民がまちづくりへ積極的に参画することが求められています。

そのためには、地域を支える担い手となる多様なコミュニティ組織と行政が共通の目的に向かって、情報の共有を図り対話することで、お互いを理解し、尊重しながら、それぞれの役割と責任を明確にし、課題解決に向けて連携・協力していく平戸市独自の協働によるまちづくりのシステム構築が必要となっています。

そこで、市民みんなが将来像を共有し、共通の目標に向かって進んでいけるよう、この「新しいコミュニティ推進計画」（以下「推進計画」といいます。）を市民、市の共通の計画として策定します。

### ■ 合併算定替のイメージ

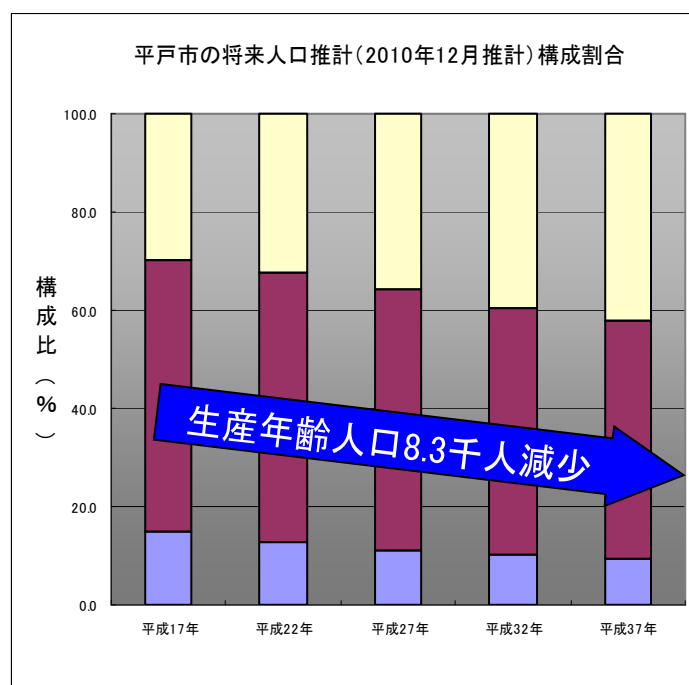
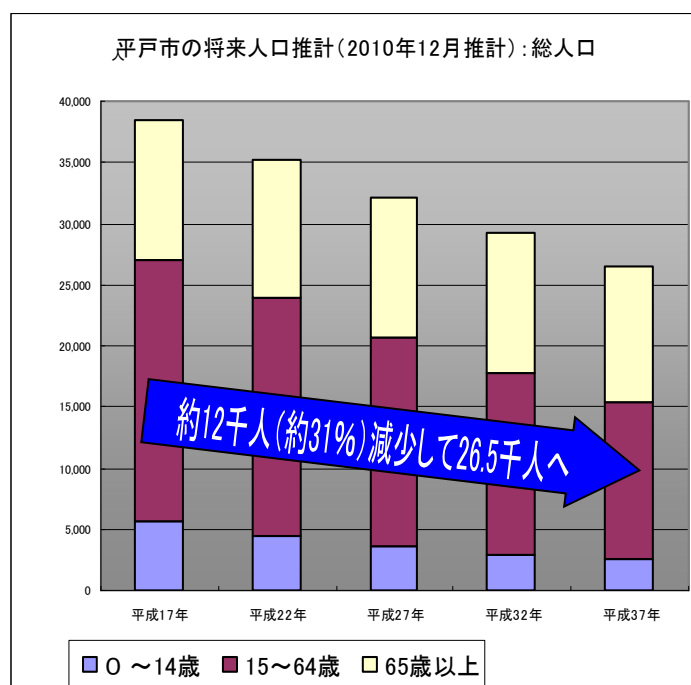


■平成24年度の普通交付税額と同額で推移したと仮定した場合の減額額

| 合併算定替による算定<br>(合併後10年間まで合算額) |       |       |       |       |       |        |        | 1本算定による算定<br>(単位:億円、%) |      |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------------------------|------|
| 区分                           | H24   | ～H27  | H28   | H29   | H30   | H31    | H32    | H33                    | H34～ |
| 合併算定替                        | 101.9 | 101.9 | 101.9 | 101.9 | 101.9 | 101.9  | 101.9  | 101.9                  | －    |
| 一本算定                         | 84.9  | 84.9  | 84.9  | 84.9  | 84.9  | 84.9   | 84.9   | 84.9                   | 84.9 |
| 減額率 (%)                      | 0     | 0     | △ 10  | △ 30  | △ 50  | △ 70   | △ 90   | △ 100                  | －    |
| 減額額                          | 0     | 0     | △ 1.8 | △ 5.4 | △ 9.0 | △ 12.8 | △ 16.6 | △ 17.0                 | －    |
| 普通交付税                        | 101.9 | 101.9 | 100.1 | 96.5  | 92.9  | 89.1   | 85.3   | 84.9                   | 84.9 |

※臨時財政対策債を含む

出所 > 平戸市の財政の状況



出所>国立社会保障・人口問題研究

[平成32年の平戸市は?]

○平戸市の高齢者率は、11,842人(65歳以上の高齢者数)÷28,916人(推計人口)≒40.9%となり、高齢者を支える生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)は、1.1人で全国より50年以上速いスピードで高齢化が進んでいると思われます。また、後期高齢者人口(75歳以上人口)は、約6,500人になり、市民の4.5人に1人は、後期高齢者となります。

平戸市の財政状況では、合併算定替の問題と併せて、生産年齢人口が急激に減少することで、税収が減り、自主財源に乏しい平戸市の財政状況は更に厳しい状況となります。

市の財政が厳しくなれば、職員の数も減らさなくてはなりません。職員が減ればこれまで自治体が担っていた行政サービスは見直されることになり、急速な少子高齢化に伴い、行政だけでは解決できない課題が更に増えることが予想されます。

## ② 推進計画とは

平戸市では、少子高齢化に伴う人口減少及び合併算定替えに伴う地方交付税の減額等から、将来、地域課題に対応できないことが無いよう準備していくことが必要と考え、現在の行政区枠を超えた小学校区単位での新たなコミュニティを形成し、地域課題の解決に向け対応していくこととしています。

小学校区単位での新しいコミュニティの形成については、平成 30 年度を目標に市内全域に形成していきます。本計画では、新しいコミュニティの形成に向けた手順や推進体制など必要事項について明記します。

## ③ 推進計画の位置づけ

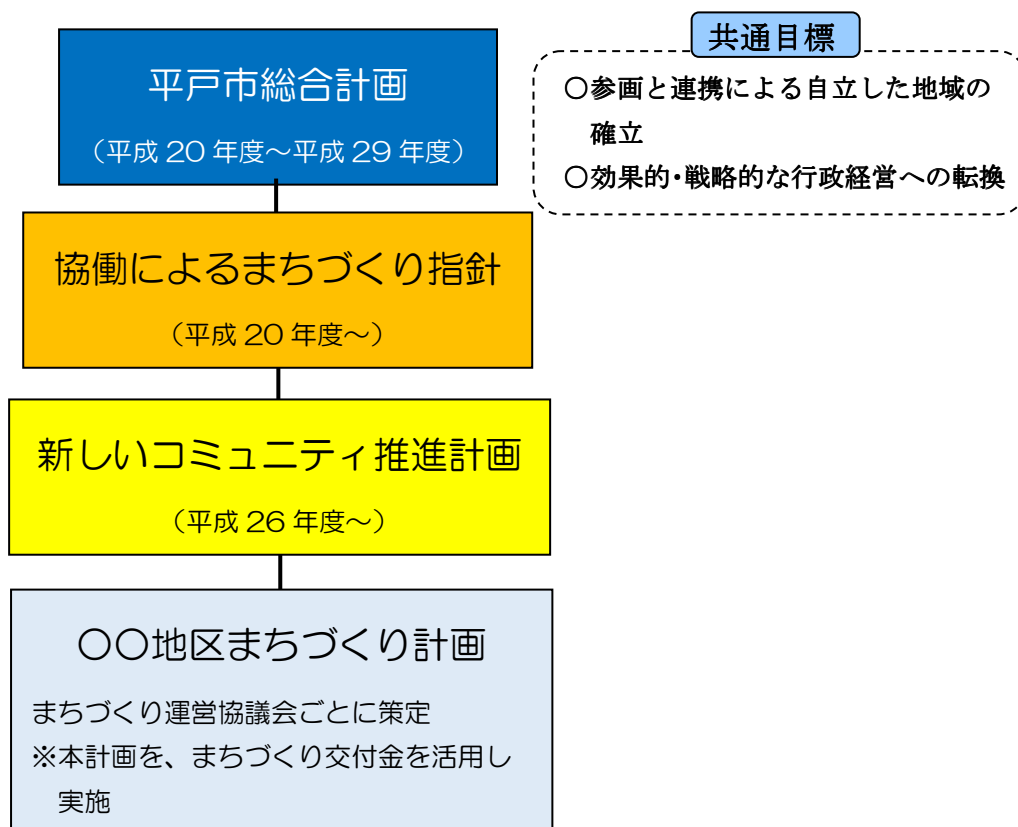
平戸市では、総合計画 2008 年度～2017 年度において、まちの将来像を実現するための基本理念として「ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり」を掲げています。

また、平成 19 年に「協働によるまちづくり指針」を策定し、あらゆる分野の施策において「市民との協働」をみすえ、市民と行政が共通の目標に向かって、互いにパートナーとして連携する「協働のまちづくり」を進めています。

今回の推進計画では、協働によるまちづくりを進める上で、必要な市民と行政のそれぞれの役割を明確にしていく視点を含めて、地域自治組織の形成に取り組むものです。また、新しいコミュニティを形成するに当たっては、さまざまな市の計画との連携を図りながら進めていきます。

## ④ 各地区まちづくり計画の位置づけ

小学校区単位で形成されたまちづくり運営協議会で策定する「まちづくり計画」については、「新しいコミュニティ推進計画」の下部計画として位置付け、各地区における新しいコミュニティの形成を図っていきます。



## 2. 地域コミュニティの現状と課題

### ① 地域の組織の現状と課題及びまちづくり運営協議会の必要性

現在、自治会を中心に、地域の防犯、防災、環境美化、青少年の健全育成、リサイクル活動など日常における身近な生活課題の解決、住民相互の親睦、地域福祉の向上などのさまざまな活動が自主的に行われています。

また、地縁のつながりで結びついた任意の住民組織として老人クラブ、消防団、PTA、子ども会などがあり、それぞれ積極的に活動を行っています。

これらの組織や団体について、すべてを認識し、理解している人は少なく、その関係は、それぞれに様々な実態があり、人により捉え方がまちまちです。

各種団体の多くは、身近な課題の解決に向けた取り組みや住民相互の親睦活動など、多様な活動を行っていますが、活動に特定の人しか参加しない、参加者が少ないなどの課題も抱えており、近年では、子ども会、老人クラブなど地域団体の活動が構成員の減少などにより縮小したり、解散したりする事例が出てきており、過疎化、高齢化が著しい地域では、地域内の共同作業が困難になるほか、地域組織を維持することも困難になりつつあります。

また、その活動は一部の住民によって支えられている状況もあり、活動や運営面を担う役員が一人でいくつもの組織の役員を兼ねることが多く、これらの組織の役員は多忙を極めるとともに、住民の参加意識の低下も見られることから、役員の「なり手」が中々無く、長期在任・高齢化の傾向があります。

一方、平戸市総合計画アンケート調査によると、まちづくり活動や地域貢献活動に関して、「参加したことはないが、関心があり今後は参加したい」「参加したことがなく、関心はあるが家庭や仕事の都合で参加できない」と、市民の約5割はボランティアや市民活動などに興味を持っているという結果になっています。これは前回の調査より割合が増えており、何らかの手立てがあれば市民の意識をもっと向上させえる明るい展望があると考えられます。

地域課題解決のためには、地域の課題を積極的に見出し、これらを効率的に解決できるよう従来の組織や活動のあり方を改善する取り組みを行い、自治会や各種団体が一同に会して協議する場を設け、それぞれが連携した総合的な地域組織を構成しながら情報や課題を共有し、活発な活動が実施されなければなりません。

これからの地域コミュニティの形成のためには、住民や地域の各種団体が限られた活動の分野だけではなく、お互いに地域のさまざまな課題を共有し、知恵を出し合い、行動できる広域的なまちづくり運営協議会の形成が必要になります。

このような活動を通して、人と人、組織と組織が知り合い、ネットワークをつくることで、お互いの組織の得意とすることや地域の人々の知恵や力、モノといった資源を活用することが可能になります。

本市の地域コミュニティの将来像を実現するためには、まちづくり運営協議会の役割とそこに暮らす住民の役割をみんなが共有し行動することで、みんなでつくる住みよい地域の実現が期待されます。



### 3. 将来像を実現するための環境づくり

#### ① まちづくり運営協議会の設立について

地域の住民が主体的に考え、行動していくには、そこに住むみんなが参加できる住民自治のしくみとしての組織が必要です。また、自分たちの住む地域の将来をどのようにしていくのか、どういった事業を推進していくのか、それに伴う財源、活動の拠点、人材はどのように確保していくのかなどを考えていくことが必要です。そして、組織の意思決定を行う手順や組織的に地域課題、生活課題の解決にどう関わっていくかを整理しなければなりません。

地域コミュニティの区分けとしては、PTAや健全育成会など子供を中心とした活動が学校区単位で組織化されていることや、その見守り活動に区や婦人会など地縁団体の関わりがすでにあること、地域の伝統芸能やイベント関係など地域の力を最大に発揮でき、地域内の全住民が関わりを持つことが出来る単位として小学校区単位を基本とした「まちづくり運営協議会」の形成を推進していきます。

なお、まちづくり運営協議会の拠点施設については、市が所有する公民館等の公共施設や空き家等を利活用し拠点として活動していきます。

まちづくり運営協議会の形成にあたっては、状況に応じて「まちづくり運営協議会設立準備会」を設置し組織形成を図っていきますが、まちづくり運営協議会設立準備会については、本推進計画の内容や平成25年度にモデル地区として行った度島地区の進捗状況を周知するなど、コミュニティ形成に関しての協議を行いつつ、まちづくり運営協議会形成の足がかりとして行っていきます。

その中では、それぞれの地区にあったまちづくり運営協議会の運営体制や交付金の使途などについても協議した成果として、まちづくり計画を策定し、最終的に「(仮称)〇〇地区まちづくり運営協議会」を立ち上げ、まちづくりの各種事業を展開していきます。

まちづくり運営協議会設立準備会事務局は、従来どおり、地域協働課及び各支所地域振興課において、事務のサポートを行いながら、併せて、庁内各所管課と連携を行いながら、総合的に体制を強化していきます。

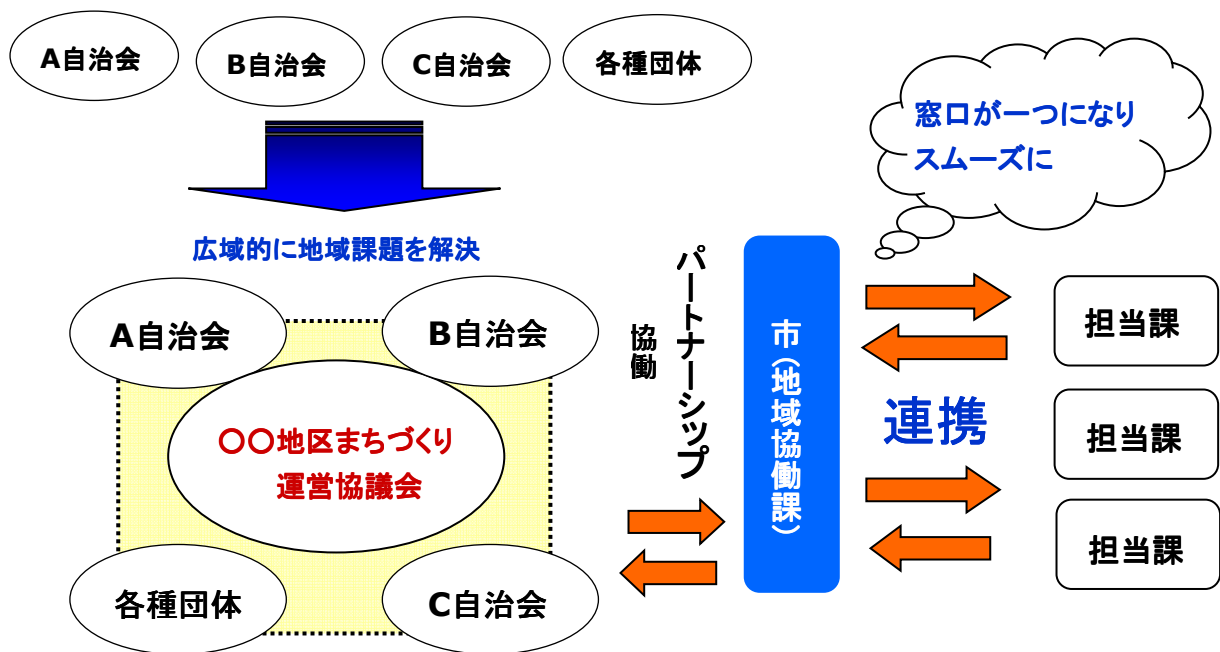
※各地区まちづくり運営協議会設置完了目標年度：平成30年度

#### まちづくり運営協議会とは…

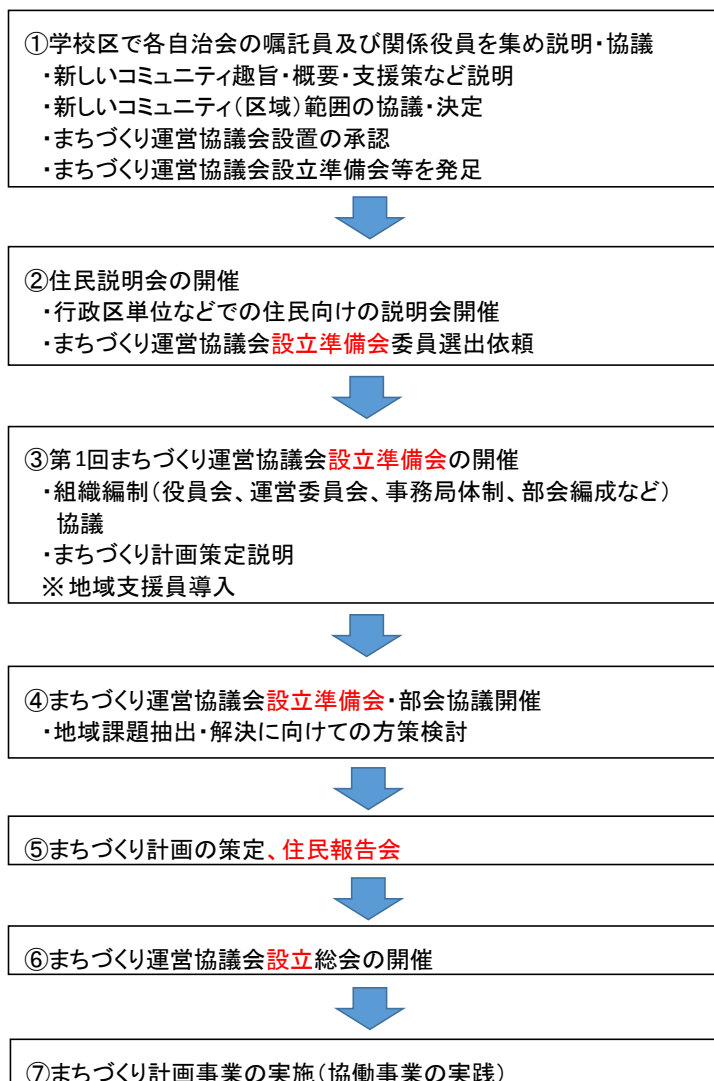
地域住民の交流の促進、福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域における諸問題の解決に主体的に取り組むため、小学校区単位を基本に設立された地域住民の自発的な組織です。

まちづくり運営協議会への加入は、組織や団体単位で行われ、加入した組織や団体の構成員となることでまちづくり運営協議会の加入者となります。

また、行政の窓口の一本化をはかり、まちづくり運営協議会と協働し、パートナーとして連携・協力をしながら、住みよいまちづくりを進めていきます。



## ② まちづくり運営協議会設置及び運営までの流れ



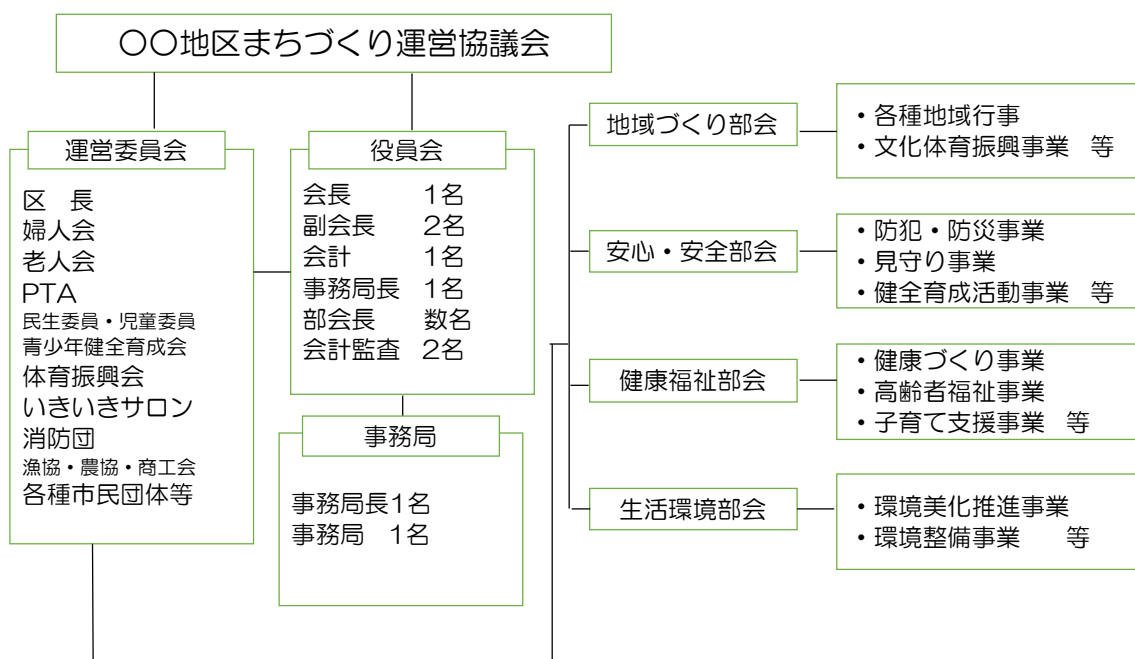


### ③ まちづくり運営協議会の運営体制

新しいコミュニティの推進については、上記に示したとおり「(仮称) ○○地区まちづくり運営協議会」を立ち上げることとしています。運営協議会の組織構成は原則各コミュニティの協議によって決定することとします。

これは、地域（特に旧市町村）ごとに、団体のあり方などに違いが見られるため、同様の組織構成では地域の実情に合わない恐れがあることから、地域が主体的に地域自治を行えるよう配慮するものです。

なお、運営体制をイメージしやすいよう、まちづくり運営協議会の組織構成を例示します。



#### (1) 名称・区域・拠点

- ・ 名称：「○○地域まちづくり運営協議会（以下「協議会）」とします。
- ・ 区域：小学校区を基本とします。
- ・ 拠点：既存の公立施設や空き家の有効活用を前提とします。最終的には、地域情報の発信の拠点となり、さらには地域住民自らが積極的に活用していく施設となり得るものであると考えます。

#### (2) 構成団体等

協議会の構成団体は、その地域の実情に合わせて地域自らが組織することとします。例としては、自治会を中核としながら、青少年健全育成会、老人会、婦人会、PTA、民生委員など地域内で活動する各種団体から構成するものです。

また、地域外であってもNPO、ボランティア組織、企業などとの連携も重要です。

#### (3) 役員・組織・会議

- ・ 役員：会長、副会長、会計監査などの役員を配置します。

- ・組織：協議会の円滑な運営を図るため、各種事務を処理し行政との窓口となる「事務局」を設置するとともに、地域活動の実動組織としての「部会」制を導入し、必須部会である「総務部会」をはじめ各部会を設置して、様々な活動を行います。部会の数、種類は、地域の実情に応じて設置することが可能です。
- ・会議：協議会の運営に当たっては、「総会」を最高の議決機関と位置づけ、年 1 回開催するものとします。また、役員及び部会代表者からなる執行機関としての「役員会」を設けて、随時開催するほか、部会ではそれぞれ「部会会議」を開催します。

#### **(4) 設立の方策**

現在、地域では、自治会をはじめ、児童・生徒の健全育成を目的とする青少年健全育成協議会、体育振興会などの市民団体がそれぞれ活動を展開しています。

このような各種団体の目的や活動を損ねることなく、継続・発展させるため、協議会を設立するに当たっては、関係機関及び地元との協議を十分重ねながら行います。

最終的には、地域団体の連携した共同体として地域コミュニティ組織を強化し、住民自治の推進を目指します。

#### **(5) 事務局の設置**

協議会では、庶務及び会計事務を処理する事務局を設置する予定であり、協議会の要の役割を果たしていくことになります。

また、事務局長は、地域のリーダー的な人材の発掘と育成を図るため、地域から選任することとし、行政や地域との良好な連携関係を保持しつつ、協議会活動の推進役を担います。

## 4. まちづくり運営協議会拠点の確保

---

### ① 拠点施設の整備

まちづくり運営協議会の拠点として、拠点施設の整備が必要になると想定されますが、本市の財政状況を鑑みても、新築の拠点施設整備は、非常に厳しいと考えられます。

よって、協議会の拠点としては、既存施設（公共施設）や空き家等を改修・改築し、事務局機能を整備することが望ましいと考えます。地域づくりの核として十分に機能させ、多くの人が集まり、いっしょに活動できる場所の確保に取り組みます。

### ② 指定管理者制度の導入

拠点施設の事務機能については、公的施設（公民館・支所等）活用を想定していますが、公共施設の指定管理を想定し平成 29 年度までに導入の検討を行うものとし、それぞれの施設ごと段階的に移行し、最終的に平成 33 年度には、完全に施設の移管を実施したいと考えます。

また、支所及び出張所については、窓口発行業務などを運営協議会に業務委託することが想定されることから、住民自治の確立が期待されるところです。

よって、指定管理者制度の導入は、今後の行革を見据えた取り組みであることから、市職員の人員削減など行政のスリム化を促すことにもつながります。

## 5. 財政支援

---

### ① まちづくり交付金の新設

協議会が、組織を維持し、活動を継続していくためには、規模や活動内容に応じた資金的裏づけが必要です。

その財源としては、まちづくり交付金として市税 4 税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市タバコ税）の 1 % を人口割、世帯割などで積算した「市税 1 % 加算」、地域の活性化を図り地域を元気づけていくための「地域の元気づくり加算」、離島であるがゆえに交通面等の何かしらの課題を抱えている地域への「離島加算」の 3 つを「基礎分」として交付。

また、現在、平戸市が自治会等に対して交付している既存の各補助金等を可能な限り統合した上で交付する「補助金等統合分」、現在、市で行っている各地域の公園管理（除草、清掃作業等）等をアウトソーシングする「行政事務委託分」などをあわせて「まちづくり交付金」として交付したいと考えております。

まちづくり交付金については、従来の各種補助金制度のやり方にとらわれずに協議会が一括して受け取り、自らの裁量で配分できるなど、自主的なまちづくりの促進につながるような事業内容に取り組めるようなものとします。

また、交付金の使途については、地区住民の福祉増進及び地区のまちづくり推進、並びに協議会の円滑な運営に寄与する活動に使うことができるものとします。

下記の（１）から（８）までの事業の中から、協議会の中で検討、選定し、実施することとします。

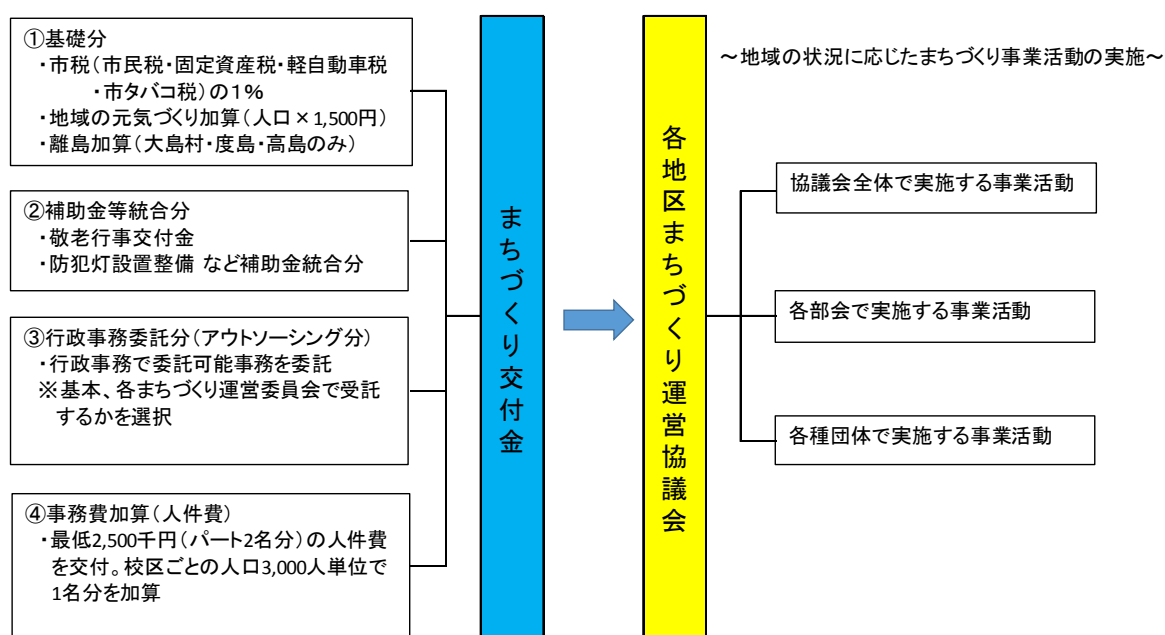
なお、事業の内容、回数、予算などについては、地区の状況に応じて決定するものとし、それ以外は地区の状況に応じた事業を実施することができるものとします。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 青少年育成に関する事業
- (3) 健康づくりに関する事業
- (4) 高齢者の生きがいくりに関する事業
- (5) 環境の美化及び整備に関する事業
- (6) ごみの減量及びリサイクル推進に関する事業
- (7) 防犯及び防災に関する事業
- (8) 生涯学習に関する事業
- (9) 地域づくりに関する事業

※ 「宗教的活動又は政治的活動」、「公序良俗に反する活動」には使えません。

なお、交付金導入に伴う最大の焦点ともいえるのが、現行「嘱託員制度」の改正です。嘱託員（区長）は、自治会組織には必要不可欠であり、これまでと同様にコミュニティ内においてもそれぞれの地区の代表として務めていただくこととなります。ただし、各コミュニティにおける役割（業務等）によって、報酬等の見直しを図っていただくものです。

## ② まちづくり交付金の仕組み



## ③ 各種団体(地縁団体・志縁団体)との調整

まちづくり運営協議会の財源としての交付金導入に当たっては、自治会などの地縁団体に交付している各種補助金等の整理・統合が必須ですが、各部署が所管している補助金は多岐に渡り、導入に伴う運営の形態の変化など団体との調整が急務であると考えられます。また、NPOなどの志縁団体については、地域をまたいで各まちづくり運営協議会に参加し、それぞれに連携することが可能です。

地域協働課及び各支所地域振興課においては、各担当部署と協議を進めながら地域ごとに各団体の実態把握に努めるとともに、調整を図っていきます。

## 6. 協働の庁内推進体制

### ① 協働推進体制の再構築

平戸市総合計画の中に示されている住民自治（地方分権）に対応した質の高い行政サービスを確保するため、効果的で戦略的な行政経営に努めるとあります。市民が自ら考え、自らの力で実行できる仕組みを生み出すため、平戸市協働まちづくりのあり方及び行財政改革による財源の確保についての考えを示します。

#### （１）協働まちづくり推進本部の役割（部長級）

平戸市の協働のまちづくりの基本方針の策定、見直しを行い、庁内の横断的な推進体制の構築及び協働の手法による業務改善及び効率化を図り、地域活動に積極的に参画する職員をサポートすると共に、庁内に協働推進委員を配置し市民と行政との協働の推進を図っていきます。

また、本計画を積極的に推進し、新しいコミュニティの形成を促し自治改革を行っていきます。

#### （２）協働まちづくり推進委員会の役割

市長を委員長とし、その他民間委員 20 名からなる協働まちづくり推進委員会を編成し、新しいコミュニティづくりの基本方針や交付金算定根拠の決定を行っていくと共に、市民と行政との協働によるまちづくりに関する重要事項を審議していきます。

### ② 集落支援員の配置

集落支援員は、まちづくり運営協議会設置後、まちづくり運営協議会の事務局の一員として地域課題解決にあたります。身分については、市が委嘱する嘱託職員となり、まちづくり運営協議会ごとに1名を配置します。集落支援員の業務については、以下のとおりです。

#### （集落支援員業務）

- ・支援地域の巡回、状況把握及び課題分析に関すること。
- ・支援地域の実情及び課題に応じた具体的な方策の検討及び推進に関すること。
- ・地域団体、住民及び行政との連絡調整に関すること。
- ・協働によるまちづくりの推進に関すること。
- ・まちづくり運営協議会への参画に関すること。
- ・月単位の行動計画及び活動報告の作成に関すること。
- ・その他市長において必要と認める事項の処理に関すること。

### ③ 地域支援員の配置

新しいコミュニティを確立するため、行政職員が地域の支援員として地域が取り組む「協働によるまちづくり」の手助けを行います。支援員については、まちづくり運営協議会ごとに市職員を5名程度配置します。地域支援員の業務については、以下のとおりです。

(地域支援員業務)

地域と行政を結ぶ架け橋として以下の業務を行う。

- ・市の各担当部局の施策や事業・目標等について説明を行い、市の取り組みを地域と共有する。
- ・地域づくりやまちづくりに対する地域のアイディアを市の取り組みに活かせるよう情報を収集する。
- ・地域の身近な問題や課題について、まちづくり運営協議会や地域の会議など協議の場に参加し地域と一緒に解決策等を考え、まちづくり計画の策定を図る。

※集落支援員及び地域支援員導入スケジュール

| 地区   | 年度    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 備考                       |
|------|-------|--------|--------|--------|--------------------------|
|      |       |        |        |        |                          |
| 北部地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |
| 中部地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |
| 南部地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |
| 度島地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | 支援員は地域協働課                |
| 生月地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |
| 田平地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |
| 大島地区 | 集落支援員 |        |        |        |                          |
|      | 地域支援員 |        |        |        | まちづくり運営協議会の結成、まちづくり計画の策定 |